

令和3年11月5日

第109回 神戸市個人情報保護審議会

中学校給食システムにおける
校務支援システム情報の利用について

(教育委員会事務局)

神教委経第2984号

令和3年10月27日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市教育長 長田 淳



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

中学校給食事業における校務支援システムの児童生徒情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

担当：教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課

中学校給食事業における校務支援システムの児童生徒情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

【中学校給食事業のために提供または利用する情報項目】

児童情報

- ・進学予定中学校
- ・学校名
- ・学年
- ・組
- ・出席番号
- ・漢字氏名
- ・カナ氏名
- ・生年月日
- ・個人番号

生徒情報

- ・学校名
- ・学年
- ・組
- ・出席番号
- ・漢字氏名
- ・カナ氏名
- ・生年月日
- ・個人番号

中学校給食事業における校務支援システムの児童生徒情報の利用について

1. 趣旨・概要

中学校給食は、市立中学校の生徒に安全・安心、かつ栄養価に優れた給食を提供し、子どもの健全育成や食育を推進するために、平成26年度より開始した。中学校給食は全員喫食を基本としているものの、家庭弁当の持参を認めているため、実質的には選択制となっており、給食の利用にあたっては、中学給食予約管理システムの利用者サイト（以下、「利用者サイト」という。）での事前入金と予約を必要としている。

利用者サイトへのログインにはIDとパスワードが必要だが、それらを発行するための利用登録は、小学校6年生時点で保護者に利用登録書を各小学校経由で配付し、提出された児童情報をもとに行っている。なお、小学校6年生時点で利用登録する理由は4月の給食予約を3月に行うためであり、利用登録書は基本的にすべての児童に対して提出を求めている。

また、予約された給食の配膳にあたっては、組ごとに仕分けを行う必要があるが、各生徒の組の決定は4月に入ってからとなるため、4月の給食開始前までに、健康教育課よりシステム上の生徒リストを各中学校に配付し、組・出席番号を記入してもらい、それをもとに生徒の組・出席番号を登録している。

この度は、上記の現行運用について、令和4年2月の新中学給食予約管理システムの稼働に向けて見直しを行い、各学校が児童生徒情報を管理している校務支援システムより情報提供を受けることで、保護者及び学校現場の事務負担の軽減を図ろうとするものである。

2. 事務の流れ

- (1) 11月末に小学校6年生にかかる児童情報ファイルを校務支援システムより神戸市教育情報基盤サービス（以下、「KIIF」という。）内ファイルサーバのフォルダに格納する。
- (2) 中学校給食専用端末でフォルダから小学校6年生にかかる児童情報ファイルを受け取る。
- (3) 中学校給食予約管理システムの管理サイト（以下、「管理者サイト」という。）に取り込み、利用登録を一括で行う。
- (4) 4月上旬に中学生にかかる生徒情報ファイルを校務支援システムよりKIIF内ファイルサーバの特定フォルダに格納する。
- (5) 中学校給食専用端末でフォルダから中学生にかかる生徒情報ファイルを受け取る。
- (6) 管理者サイトに取り込み、各生徒の組・出席番号を更新する。

3. 効果

- (1) 保護者の利用登録書を記入・提出する負担を軽減できる。
- (2) 各小学校の教職員による利用登録書を配付・回収する事務と登録書の記入漏れや文字不鮮明などによる事務局からの内容問い合わせ対応を軽減できる。
- (3) 各中学校の教職員による年度当初の中学校給食予約管理システムと校務支援システムの二つのシステムのための組・出席番号を入力・提出する二重の負担を軽減できる。
- (4) 事務局の職員による利用登録書の内容点検作業と小学校への内容確認のための問い合わせを軽減できる。

4. 実施時期

令和3年11月末～

5. 想定件数

(1) 11月末時点

小学校6年生：約12,000人

(2) 4月上旬時点

中学校1～3年生：約35,000人

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

ア 児童生徒情報は、IP-VPN回線でのみ接続可能な管理者サイトで管理する。

イ 管理者サイトへの接続にあたっては、IDとパスワードによる認証を行い、接続権限を関係職員に限定する。

(2) 運用上の保護

ア 児童生徒情報ファイルの受け渡しは、外部から遮断されたKIIF内ファイルサーバの特定フォルダにて行う。

イ 児童生徒情報ファイルは、管理者サイトへの取込み後、速やかに削除する。

ウ 個人情報の適正な取扱を確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

(3) 委託先事業者にかかる情報の保護

本事業において、職員及び市民からの問い合わせ対応等について外部委託するに際し、個人情報の保護並びに情報セキュリティポリシー等の順守を定めた委託契約約款に基づき、パスワードによる管理やデータ漏洩防止措置を施すなど、厳格に管理させる。

システム構成図または事業の流れ図

- ・(1)～(6)は、前記2の事務の流れに該当しています。
- ・(1)～(3)は11月末の利用登録の流れ、(4)～(6)は4月当初の組・出席番号更新の流れになります。

